

広島県条例一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

1 要旨・目的

広島県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年条例第15号)」第3条に規定する「卑わいな行為の禁止」に関し、「盗撮」の規制場所を追加し、盗撮準備行為の規制を明文化するなど、条例の一部改正を検討するに当たり、パブリックコメントを実施して、広く県民等の意見を聴取するもの。

2 現状・背景

近年のスマートフォンやその他の撮影機器の高性能化及び小型化に伴い、盗撮行為が悪質・巧妙化して場所を選ばず行われている現状及び現行条例では検挙に至らない事案が発生している現状から、県民生活の平穏を保持するため条例改正を行う必要がある。

3 概要

(1) 対象者（パブリックコメント）

広島県民等

(2) 事業内容（改正内容）

ア 盗撮の準公共空間における規制を追加

公共の場所・公共の乗物のほか、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用する場所又は乗物(準公共空間)を追加する。

イ 盗撮の私的空間における規制を追加

住居、浴場、更衣室、便所、その他人が通常衣服の全部又は一部を着けないでいるような場所(私的空間)を追加する。

ウ 盗撮準備行為(写真機等の設置等)禁止の明文化

盗撮する目的で、写真機等を向け、又は設置する、いわゆる「卑わいな言動」のうち盗撮準備行為を明文化する。

(3) スケジュール

ア パブリックコメントの実施期間等

(ア) 期間～令和3年10月25日(月)から同年11月24日(水)までの間

(イ) 方法～広島県警察ホームページに掲載(広島県ホームページにリンク)

警察情報公開センター(東館1階)、行政情報コーナー(南館1階)

各警察署にパブリックコメントに係る公表資料を配置

(窓口)に直接提出、電子メール、郵送、FAXにより意見を募集)

実施結果を県警ホームページに公表予定

イ 広島県議会への上程
令和4年2月定例会上程予定

(4) 予算（国庫・単県）

—